

令和3年1月18日

西日本高速道路株式会社

土木工事共通仕様書（令和2年10月版）の訂正について

土木工事共通仕様書（令和2年10月版）について、別添のとおり
訂正します。

正	誤																																																																																																												
<p>8-1 適用範囲 この章は、無筋及び鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物等に使用するコンクリート、鉄筋、型わく等の材料及び施工に関する一般的事項を取扱う。工事は、すべて設計図書及び監督員の指示に従って厳密に施工しなければならない。</p> <p>8-2 構造物用コンクリート</p> <p>8-2-1 適用すべき諸基準 コンクリート施工管理要領 構造物施工管理要領 試験法 トンネル施工管理要領（本土工編） トンネル施工管理要領（繊維補強覆工コンクリート編） 厚生労働省「手すり先行工法に関するガイドライン」</p> <p>8-2-2 定義 構造物用コンクリートとは、無筋及び鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリートの配合、計量、練り混ぜ、運搬、打込み、仕上げ、養生をいう。</p> <p>8-2-3 コンクリートの種別 コンクリートの単価表の項目の種別は、次のとおりとし、各種別の品質基準は、「コンクリート施工管理要領」4-1の規定を適用するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>使用区分</th> <th>使用構造物</th> <th>材令28日における圧縮強度(N/mm²)</th> <th>粗骨材の最大寸法(mm)</th> <th>スラング(cm)注1)</th> <th>空気量(%)注1)</th> <th>セメントの種類</th> <th>最低セメント量(kg/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AI-1</td> <td>橋梁上部工の鉄筋コンクリートに使用するもの</td> <td>橋梁上部構造物</td> <td>30</td> <td>25 20</td> <td>8</td> <td>4.5</td> <td>普通ポルトランドセメント</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>AI-3</td> <td>鉄筋量の比較的多い構造物の鉄筋コンクリートに使用するもの</td> <td>橋台・橋脚及び擁壁等の躯体部分、鉄筋コンクリートカーブ、その他類似の構造物</td> <td>30</td> <td>25 20</td> <td>8</td> <td>4.5</td> <td>普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>AI-4</td> <td>地覆壁高欄の鉄筋コンクリートに使用するもの</td> <td>地覆壁高欄</td> <td>30</td> <td>25 20</td> <td>12</td> <td>4.5</td> <td>普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種</td> <td style="border: 1px solid red;">270</td> </tr> <tr> <td>AI-5</td> <td>耐震補強及び落橋防止システムのコンクリートに使用するもの</td> <td>耐震補強及び落橋防止システム対策工対象構造物</td> <td>30</td> <td>25 20</td> <td>15</td> <td>4.5</td> <td>普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種</td> <td style="border: 1px solid red;">270</td> </tr> <tr> <td>BI-2</td> <td>鉄筋量の比較的多い構造物の鉄筋コンクリートに使用するもの</td> <td>カーブ、その他類似の構造物</td> <td>24</td> <td>25 20</td> <td>8</td> <td>4.5</td> <td>早強ポルトランドセメント</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	使用区分	使用構造物	材令28日における圧縮強度(N/mm ²)	粗骨材の最大寸法(mm)	スラング(cm)注1)	空気量(%)注1)	セメントの種類	最低セメント量(kg/m ³)	AI-1	橋梁上部工の鉄筋コンクリートに使用するもの	橋梁上部構造物	30	25 20	8	4.5	普通ポルトランドセメント	230	AI-3	鉄筋量の比較的多い構造物の鉄筋コンクリートに使用するもの	橋台・橋脚及び擁壁等の躯体部分、鉄筋コンクリートカーブ、その他類似の構造物	30	25 20	8	4.5	普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種	-	AI-4	地覆壁高欄の鉄筋コンクリートに使用するもの	地覆壁高欄	30	25 20	12	4.5	普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種	270	AI-5	耐震補強及び落橋防止システムのコンクリートに使用するもの	耐震補強及び落橋防止システム対策工対象構造物	30	25 20	15	4.5	普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種	270	BI-2	鉄筋量の比較的多い構造物の鉄筋コンクリートに使用するもの	カーブ、その他類似の構造物	24	25 20	8	4.5	早強ポルトランドセメント	-	<p>8-1 適用範囲 この章は、無筋及び鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物等に使用するコンクリート、鉄筋、型わく等の材料及び施工に関する一般的事項を取扱う。工事は、すべて設計図書及び監督員の指示に従って厳密に施工しなければならない。</p> <p>8-2 構造物用コンクリート</p> <p>8-2-1 適用すべき諸基準 コンクリート施工管理要領 構造物施工管理要領 試験法 トンネル施工管理要領（本土工編） トンネル施工管理要領（繊維補強覆工コンクリート編） 厚生労働省「手すり先行工法に関するガイドライン」</p> <p>8-2-2 定義 構造物用コンクリートとは、無筋及び鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリートの配合、計量、練り混ぜ、運搬、打込み、仕上げ、養生をいう。</p> <p>8-2-3 コンクリートの種別 コンクリートの単価表の項目の種別は、次のとおりとし、各種別の品質基準は、「コンクリート施工管理要領」4-1の規定を適用するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>使用区分</th> <th>使用構造物</th> <th>材令28日における圧縮強度(N/mm²)</th> <th>粗骨材の最大寸法(mm)</th> <th>スラング(cm)注1)</th> <th>空気量(%)注1)</th> <th>セメントの種類</th> <th>最低セメント量(kg/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AI-1</td> <td>橋梁上部工の鉄筋コンクリートに使用するもの</td> <td>橋梁上部構造物</td> <td>30</td> <td>25 20</td> <td>8</td> <td>4.5</td> <td>普通ポルトランドセメント</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>AI-3</td> <td>鉄筋量の比較的多い構造物の鉄筋コンクリートに使用するもの</td> <td>橋台・橋脚及び擁壁等の躯体部分、鉄筋コンクリートカーブ、その他類似の構造物</td> <td>30</td> <td>25 20</td> <td>8</td> <td>4.5</td> <td>普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>AI-4</td> <td>地覆壁高欄の鉄筋コンクリートに使用するもの</td> <td>地覆壁高欄</td> <td>30</td> <td>25 20</td> <td>12</td> <td>4.5</td> <td>普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種</td> <td style="border: 1px solid red;">230</td> </tr> <tr> <td>AI-5</td> <td>耐震補強及び落橋防止システムのコンクリートに使用するもの</td> <td>耐震補強及び落橋防止システム対策工対象構造物</td> <td>30</td> <td>25 20</td> <td>15</td> <td>4.5</td> <td>普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種</td> <td style="border: 1px solid red;">-</td> </tr> <tr> <td>BI-2</td> <td>鉄筋量の比較的多い構造物の鉄筋コンクリートに使用するもの</td> <td>カーブ、その他類似の構造物</td> <td>24</td> <td>25 20</td> <td>8</td> <td>4.5</td> <td>早強ポルトランドセメント</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	使用区分	使用構造物	材令28日における圧縮強度(N/mm ²)	粗骨材の最大寸法(mm)	スラング(cm)注1)	空気量(%)注1)	セメントの種類	最低セメント量(kg/m ³)	AI-1	橋梁上部工の鉄筋コンクリートに使用するもの	橋梁上部構造物	30	25 20	8	4.5	普通ポルトランドセメント	230	AI-3	鉄筋量の比較的多い構造物の鉄筋コンクリートに使用するもの	橋台・橋脚及び擁壁等の躯体部分、鉄筋コンクリートカーブ、その他類似の構造物	30	25 20	8	4.5	普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種	-	AI-4	地覆壁高欄の鉄筋コンクリートに使用するもの	地覆壁高欄	30	25 20	12	4.5	普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種	230	AI-5	耐震補強及び落橋防止システムのコンクリートに使用するもの	耐震補強及び落橋防止システム対策工対象構造物	30	25 20	15	4.5	普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種	-	BI-2	鉄筋量の比較的多い構造物の鉄筋コンクリートに使用するもの	カーブ、その他類似の構造物	24	25 20	8	4.5	早強ポルトランドセメント	-
単価表の項目	使用区分	使用構造物	材令28日における圧縮強度(N/mm ²)	粗骨材の最大寸法(mm)	スラング(cm)注1)	空気量(%)注1)	セメントの種類	最低セメント量(kg/m ³)																																																																																																					
AI-1	橋梁上部工の鉄筋コンクリートに使用するもの	橋梁上部構造物	30	25 20	8	4.5	普通ポルトランドセメント	230																																																																																																					
AI-3	鉄筋量の比較的多い構造物の鉄筋コンクリートに使用するもの	橋台・橋脚及び擁壁等の躯体部分、鉄筋コンクリートカーブ、その他類似の構造物	30	25 20	8	4.5	普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種	-																																																																																																					
AI-4	地覆壁高欄の鉄筋コンクリートに使用するもの	地覆壁高欄	30	25 20	12	4.5	普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種	270																																																																																																					
AI-5	耐震補強及び落橋防止システムのコンクリートに使用するもの	耐震補強及び落橋防止システム対策工対象構造物	30	25 20	15	4.5	普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種	270																																																																																																					
BI-2	鉄筋量の比較的多い構造物の鉄筋コンクリートに使用するもの	カーブ、その他類似の構造物	24	25 20	8	4.5	早強ポルトランドセメント	-																																																																																																					
単価表の項目	使用区分	使用構造物	材令28日における圧縮強度(N/mm ²)	粗骨材の最大寸法(mm)	スラング(cm)注1)	空気量(%)注1)	セメントの種類	最低セメント量(kg/m ³)																																																																																																					
AI-1	橋梁上部工の鉄筋コンクリートに使用するもの	橋梁上部構造物	30	25 20	8	4.5	普通ポルトランドセメント	230																																																																																																					
AI-3	鉄筋量の比較的多い構造物の鉄筋コンクリートに使用するもの	橋台・橋脚及び擁壁等の躯体部分、鉄筋コンクリートカーブ、その他類似の構造物	30	25 20	8	4.5	普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種	-																																																																																																					
AI-4	地覆壁高欄の鉄筋コンクリートに使用するもの	地覆壁高欄	30	25 20	12	4.5	普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種	230																																																																																																					
AI-5	耐震補強及び落橋防止システムのコンクリートに使用するもの	耐震補強及び落橋防止システム対策工対象構造物	30	25 20	15	4.5	普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種	-																																																																																																					
BI-2	鉄筋量の比較的多い構造物の鉄筋コンクリートに使用するもの	カーブ、その他類似の構造物	24	25 20	8	4.5	早強ポルトランドセメント	-																																																																																																					
8-2	8-2																																																																																																												

※当社ホームページ上にアップしている土木工事共通仕様書は、令和3年1月20日より訂正済みのデータに更新済みです。